○中国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

中国地方整備局長　福田　功

一　(一)　路線名　中国横断自動車道姫路鳥取線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
美作市宮本字真逆八三六番一から同市今岡字金山七二五番一まで	前	二〇・一五～二一五・〇〇メートル	一・五二〇キロメートル
	後	二〇・一五～一四五・〇〇	一・五二〇

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局、同局岡山国道事務所及び同局鳥取河川国道事務所

二　(一)　路線名　中国横断自動車道姫路鳥取線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取市河原町徳吉字中河原三七八番一から同市下味野字童子山八七六番三まで	前	二一・五〇～一七九・〇〇メートル	八・〇〇七キロメートル
	後	二一・五〇～二〇八・〇〇	八・〇〇七

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
中国横断自動車道姫路鳥取線	鳥取市河原町高福字中新田八四二番一から同市本高字白木東分二七四番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十八日十七時

○中国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
中国横断自動車道姫路鳥取線	美作市宮本字壱貫清水一〇三四番から同市中町字五反田八三四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局、同局岡山国道事務所及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十八日十七時

○中国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

中国地方整備局長　福田　功

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号及び五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取市菖蒲字御通り一二番一から同市菖蒲字深免一三三番一まで	前	三一・〇〇～五二四・〇〇メートル	〇・二三五キロメートル
	後	三一・〇〇～五二〇・〇〇	〇・二三五

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号及び三百七十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取市河原町高福字長通り七七六番六から同市長谷字財原三三二番一まで	前	一二・〇〇～四八・〇〇メートル	四・九五五キロメートル
	後	一二・〇〇～八三・〇〇	四・九五五

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号及び五十三号	鳥取市菖蒲字御通り一二番一から同市菖蒲字深免一三三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所
五十三号及び三百七十三号	鳥取市河原町高福字長通り七七六番六から同市長谷字財原三三二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十二年三月二十八日

○中国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

中国地方整備局長　福田　功

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
益田市遠田町二四〇五番一から同市須子町ロ六八三番一まで	前	BA	八・五〇～七〇・〇〇メートル	八・二九五キロメートル	
		BA	九・四〇～一六二・〇〇	七・八九三	
	後	BA	八・五〇～七〇・〇〇	八・二九五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		BA	九・四〇～一六二・〇〇	七・八九三	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所